

診療報酬に関する院内掲示

○機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師や医療機関をご紹介します。
- 保健、福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 夜間、休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

○電子的診療情報連携体制整備加算 2

当院では、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、以下の取組みを行っています。

- 診療報酬明細書(レセプト)のオンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室において医師等が閲覧、活用できる体制を有しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
- 電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋について今後導入を検討しています。

○明細書発行体制

診療報酬の算定項目の分かる詳細な明細書を無料で交付しています。

○時間外対応体制加算 1

当院では、通院されている方が診療時間外に緊急のご相談がある場合に対応できる体制を整えています。診療時間外のお問い合わせ方法に関しては、院内に掲示を行っています。

○生活習慣病管理料

高血圧・脂質異常症・糖尿病を主病として療養上必要な指導・管理を行った場合に生活習慣病管理料を算定しています。28日以上の長期処方・リフィル処方せんにつきましては、患者さんの状態に応じ医師の判断のもと対応しています。

○一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

○外来感染対策向上加算

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員全体で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を実施します。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は、受診歴にかかわらず、一般診療の方と導線に分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して中部地区医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。